

兵庫県公報

令和7年2月18日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則（水産漁港課）	2

公布された法令のあらまし

◎兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 漁場環境を取り巻く現状を踏まえて、水産資源の保護培養と漁場の有効利用との調和を図るため、水産動植物を採捕してはならない区域及び期間の制限を緩和することとした。
- 2 漁業法の一部改正により、知事による漁業の許可を受けた船舶において、衛星船位測定送信機の備付け及び操業又は航行期間中の常時作動についての命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこととされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第2号**兵庫県漁業調整規則の一部を改正する規則**

兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第38条の表千種川の項中「下流本流赤穂大橋（同市中広）下流端」を「潮止堰^{せき}（同市砂子）上流端」に、「11月30日」を「同月31日」に改める。

第43条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第48条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第55条第1項中「該当する」の右に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第56条中「違反した」の右に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第55条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。